

# 会 議 録

新庄市教育委員会

開催月日	令和5年3月27日(月)
開催場所	新庄市役所 301・302 会議室
出席委員	高野博教育長、栗田正人委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠席委員	なし
出席課長	平向真也教育次長兼教育総務課長、杉沼一史学校教育課長、渡辺政紀社会教育課長
欠席課長	なし
議 事 の 大 要	

午後2時00分より、教育長のあいさつで、3月定例教育委員会を開会する。

## 1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

## 2. 会期決定

会期を3月27日、1日とする。

## 3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が斉藤浩昭委員と奥山京子委員を指名する。

## 4. 前回会議録の承認

令和5年2月定例教育委員会、令和5年3月臨時教育委員会の会議録が承認される。

## 5. 教育長報告

令和5年3月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

(教育長)「令和5年3月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について」私から報告します。

8人の方からの一般質問のうち、教育関係について3人の方から質問がありました。1人目の山科正仁議員から「物価高騰により、学校給食費の現状維持に限界がきている。令和5年度の主要事業を見ると学校給食補助事業で第2子、第3子への補助拡充を図ろうとしているが、この急激な食材費の高騰に対応できる十分な施策と考えているのか。」というご質問をいただきました。それに対し、「昨今、原油価格・物価高騰の影響により、給食食材や油、調味料類についての値上がりも現在も続いている。今年度は地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費1食につき、小学生は34円、中学生は41円の補助金を交付し、年度途中で保護者負担を引き上げることなく、児童生徒が満足できる学校給食を提供することができたと考えている。令和5年度については、学校給食事業運営協議会において、現行の給食費でこれまで通りの給食を提供することが難しいため、小中学校ともに1食あたり30円を値上げすることが適正であるとの結果が示された。学校給食費については、

原則として学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担することとされており、値上げに際しては保護者に対し、ご理解とご協力をお願いすることとなるが、経済的に困窮した世帯については、就学援助費の中で給食を全額支給している。併せて、家庭状況の急変などにより支援が必要となった場合においても、随時、就学援助を申請いただき対応している。令和5年度は、主要事業として多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、義務教育期間に2人以上の児童生徒が在籍する世帯について、第3子以降児童等学校給食費無償化事業及び第2子児童等学校給食費半額補助事業を新たに実施する予定である。第1子については令和2年度から実施している給食費1食につき、小学生は15円、中学生は20円の補助金を継続して実施する。多子世帯については物価高騰による家計の負担が一段と大きいと考えられることから、物価高騰による値上げ分を含む学校給食費を補助することで、子育て世帯の支援の一助となると考えている。引き続き、物価の状況を注視しながら、必要な対策を講じられるよう検討していく。」と答弁いたしました。2人目の庄司里香議員からは「1つ目に新庄開府400年記念事業のプレイベント等の実施状況と今後の事業計画について伺う。2つ目に、今村翔吾氏関連のイベントにおける、市民及びファンの反応について伺う。3つ目に、3年後の本イベントにおける新庄まつりとのコラボレーションについて、4つ目に、記念事業の実施に係る市民アンケートの実施について、5つ目に、新庄まつり in 巢鴨において、同記念事業をアピールしたか、また、6つ目に、同事業を市内外へ今後どうアピールしていくかについて伺う。」と計6つの質問をいただきました。それに対し、「プレイベント事業の現状と今後の事業計画について、昨年度に実行委員会を組織して、キャッチフレーズやロゴマークを公募し、制定した。今年度は、同実行委員会の総合アドバイザーであり、本市の観光大使でもある直木賞作家・今村翔吾氏をお招きし、5月にキックオフイベントとしての講演会を開催し、そのことをきっかけに10月には、直木賞受賞のお礼として全国を回った『今村翔吾のまつり旅』のゴールを新庄で迎えるイベントを実施した。そのほか、ふるさと歴史センターでは、新庄藩主・戸沢氏の歴史や藩政について企画展や歴史講座を開催した。今後、事業周知を図るため、専用ホームページの制作に取り組むほか、PR動画の制作についても検討している。来年度は、城下町・新庄の歴史認識を深めていただけるような講座・シンポジウムの開催や、本市の歴史文化遺産を周知・広報するマップの制作、ふるさと歴史センターを中心とした各種企画展の開催などを計画しており、記念事業の機運醸成に向けた取り組みを順次行っていく。次に、今村翔吾氏の講演会等イベントにおける成果についての質問だが、5月のキックオフイベントに、市内外から269名の方々が、10月のゴールイベントには、遠くは北海道や広島など県内外から335名の方々に来ていただいた。来場者からは、『今村先生の作品と新庄の関わりを初めて知った』や『先生の新庄への熱い思いを聞いた。また新庄に来たい。』などの言葉をいただいた。今村翔吾氏の作品と本市の歴史とのご縁を通じたこれらのイベントは、多くの報道関係者が集まる中で開催されたこともあり、新たなまちづくりの契機となる記念事業を全国に発信する良い機会になった。また、3年後の本イベントにおける新庄まつりとのコラボレーション等については、3年後の令和7年が新庄まつりの270年にあたるので、開府400年記念事業とともに新庄まつりも盛り上げていけるよう、新庄まつり実行委員会と協議していきたい。次に、記念事業における市民アンケート実施の有無についての質問だが、現段階で実施の予定はないが、広く市民の方々の意見や提案をお聞きし、事業に反映していきたいと考えている。続いて、新庄まつり in 巢鴨で開府400年記念事業はどうアピールしたかについて、イベントの式典会場内や巢鴨地藏通り商店街周辺の手車運行経路に、のぼり旗の設置や記念事業のロゴマークが入ったポスターやチラシ、横断幕を掲示し、記念事業の周知広報に努めた。最後に、

記念事業の市内外への今後のアピールについては、現在作成中の記念事業専用ホームページ等を通して市民の皆様には事業の周知を図っていく。また、友好自治体との情報の共有も図りながら、市外に向け積極的に情報を発信していきたい。」と答弁させていただきました。3人目の佐藤卓也議員からは、「少子化対策の中で、結婚や出産に関する正しい知識と、家庭を持つことの意義を伝える教育が重要だと思うが、小・中学校で発達に応じた教育をどのように行っているのか。」という質問をいただきました。これに対し「小中義務教育学校においては、『学習指導要領』に基づき、小学校は家庭科の授業の中で、中学校は、技術・家庭科の家庭分野の中で学習をしている。また、道徳の授業では、発達段階に応じた教材を通して、家族愛や家庭生活の充実について考える時間もある。さらに、小学校低学年の生活科の授業の中では、自分の成長を振り返り、家族に感謝を伝える学習を児童の家庭環境に配慮しながら行っている。中学校では、学級活動の中で、職業や生き方、家庭づくり等の視点から自分のライフプランを作り、将来をより具体的に描かせる指導を行っている。出産についても、いのちの教育と関連させながら、その尊さについて様々な授業の中で考えさせている。」と答弁させていただきました。以上、一般質問の内容と回答でございます。

(教育長) ただ今の説明について質問があればお願いします。

(委員) 質問なし

## 6. 議事

- 議案第 3 号 令和 4 年度 3 月補正予算に係る臨時代理の承認について
- 議案第 4 号 新庄市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について
- 議案第 5 号 新庄市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則について
- 議案第 6 号 社会教育関係団体認定の運用についての一部改正について
- 議案第 7 号 登録有形文化財（建造物）旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎保存活用計画について
- 議案第 8 号 新庄市社会教育委員の選任について
- 議案第 9 号 新庄市立明倫学園運営協議会委員の選任について
- 議案第 10 号 新庄市生涯学習センター運営審議会委員の選任について
- 議案第 11 号 新庄市菟野地区公民館運営審議会委員の選任について
- 議案第 12 号 新庄市八向地区公民館運営審議会委員の選任について
- 議案第 13 号 新庄市民文化会館運営審議会委員の選任について
- 議案第 14 号 重要文化財旧矢作家住宅管理委員会委員の選任について
- 議案第 15 号 新庄ふるさと歴史センター運営協議会委員の選任について
- 議案第 16 号 新庄市雪の里情報館運営協議会委員の選任について
- 議案第 17 号 新庄市スポーツ推進審議会委員の選任について
- 議案第 18 号 令和 5 年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について

(教育長) 議案第 3 号「令和 4 年度 3 月補正予算に係る臨時代理の承認について」の提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第3号「令和4年度3月補正予算に係る臨時代理の承認について」ご説明申し上げます。こちらにつきましては、市議会3月定例会に補正予算を上程する必要がありまして、臨時代理いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。3月補正予算第11号でございますが、こちらにつきましては、一般会計全体におきまして、歳入歳出それぞれ1億8,323万2千円を追加いたしましたして、本年度の予算総額を205億5,217万1千円とするものでございます。定例会初日の3月3日に提案しまして、当日、議会の議決により成立しているところでございます。なお、教育費につきましては、歳入合計が4,340万4千円の減額。歳出合計が964万9千円の増額でございます。各課の内容につきましては、各課長よりご説明させていただきます。最初に、教育総務課でございます。歳入につきましては、国のへき地児童生徒援助費等補助金が375万円の減額となっております。こちらにつきましてはスクールバス購入の補助金でございます。今年度、1台更新の予定でございましたが、2回の入札を行ったところ、落札に至らず、調達できなかったものでございます。次の看護師等育成修学資金貸付金元利収入が72万円の増額。その次の新庄市看護師等修学資金返戻金72万円の減額につきましては、地方交付税の関係から歳入科目を新設しまして、雑入から科目変更するものでございます。新庄市ふるさと創生人材確保事業156万円の増につきましては、今年度の返還見込み額に応じた増額となっております。次の教育債の減額につきましては、いずれも事業費の減額に伴うものでございます。学校教育施設改修事業債の減額につきましては、萩野学園エアコン設備設置事業と、日新小学校プール改修事業におきまして、支出額が予算額を下回ったことによるものでございます。義務教育学校建設事業債につきましては、旧明倫中学校解体事業費の減額によるものでございます。続きまして、歳出でございます。今年度の支出見込み額に応じまして、例年以上に細かく減額補正を計上してございます。一方で、除排雪費、燃料費、光熱水費などは増額となっております。主な項目を申し上げますと、10款1項2目、事務局費の備品購入費の減額につきましては、先ほど申し上げた、スクールバス購入費の減額でございます。次の小学校費の修繕料では、新庄小学校、本合海小学校のトイレ洋式化の費用を計上してございます。新学期に間に合うよう改修するものでございます。委託料と工事請負費では、日新小学校のプール改築費を支出額に応じて減額しております。同様に、中学校の管理費におきましても、設計料と工事費を減額しております。義務教育学校の管理費では、光熱水費が1,200万円の増額となっておりますが、電気料の高騰に伴い、蓄熱暖房とエアコン暖房などの電気料を増額するものでございます。萩野学園のエアコン設置につきましては、今年度予定していた16台の移設、設置が完了いたしました。学校建設費の旧明倫中学校の解体費につきましては、2ヵ年事業の2年目の支払いですが、請差によりまして1,200万円ほどの減額となっております。教育総務課については以上でございます。

(学校教育課長) 続きまして、学校教育課についてご説明申し上げます。歳入につきましては、ものづくり教育奨励基金繰入金が1万9千円を減額しております。こちらにつきましては、これまで市内の企業様より、学校のものづくり教育として、奨励金をいただいております。そちらの限度額を50万円としていたため、残額の1万9千円を減額しております。歳出につきましては、教育指導費については、会計年度職員の報酬等であり、職員人数の出入りの関係で減額しております。また、小中義務教育学校の学校保健費については、消耗品費、補助金が人数等により減額となっております。

(社会教育課長) 社会教育課についてご説明申し上げます。歳入につきましては、教育債の社会教育施設改修事業債について、このうちの1,970万円は、当初は教育債を活用して事業を進める予定であり

ましたが、八向地区公民館の改修工事に充てる市債については、企業版のふるさと納税を充当することにしたため、市債を減額して、ふるさと納税の額を充当するとして減額したところでございます。続きまして歳出でございます。指定管理者につきましては、燃料の高騰などによる電気代の値上げや、除排雪費の増加によりまして、すべての施設において数百万の金額の指定委託料を増額しているところでございます。社会教育については以上でございます。

(教育長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第3号「令和4年度3月補正予算に係る臨時代理の承認について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第4号「新庄市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第4号「新庄市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。こちらにつきましては、国から傍聴に関する制限の見直しに関する通知があり、取り扱いを変更するため、改正するものでございます。改正の内容といたしまして、第2条第1号の傍聴を制限する対象から「精神に異状があると認められるもの」を削除し、併せて、傍聴人の人数制限の規定を第2条として追加するものでございます。「精神に異状があると認められるもの」の削除につきましては、障がい者差別の解消と共生社会の実現に向けた取り組みを進めるという観点から改正するものでございます。傍聴人の人数制限につきましては、新庄市議会の取り扱いや他市の状況を考慮しまして、この度の見直しに合わせて条文を追加するものでございます。

(教育長) ただいまの説明について質問、ご意見があればお願いいたします。特にご異議がなければ承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第4号「新庄市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について」は、提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第5号「新庄市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則について」提案説明をお願いいたします。

(学校教育課長) 議案第5号「新庄市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則について」ご説明申し上げます。こちらにつきましては、改正給特法第7条第1項に基づき、文部科学大臣が定めた指針を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るた

めに、新庄市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針を規則としての制定を提案するもの  
でございます。

(教育長) ただいまの説明について質問、ご意見があればお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第5号「新庄市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則について」は提案のと  
おり承認されました。

(教育長) 次に、議案第6号「社会教育関係団体認定の運用についての一部改正について」の提案説明  
をお願いします。

(社会教育課長) 議案第6号「社会教育関係団体認定の運用についての一部改正について」説明させて  
いただきます。こちらにつきましては社会教育関係団体の認定につきまして、団体の名称の変更と  
いたしまして「市体育協会」を「一般財団法人新庄市スポーツ協会」に改め、「市芸術文化協会」  
を「新庄市芸術文化協会」に改めるものであります。施行日は令和5年4月1日となります。

(教育長) ただいまの説明について、ご質問ご意見があればお願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第6号「社会教育関係団体認定の運用についての一部改正については」提案のとおり承認さ  
れました。

(教育長) 次に、議案第7号「登録有形文化財（建造物）旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎保存活  
用計画について」提案説明をお願いいたします。

(社会教育課長) 議案第7号「登録有形文化財（建造物）旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎保存活  
用計画について」説明させていただきます。こちらにつきましては、先の教育委員会協議会の中で、  
概要について説明したところでございますが、その後パブリックコメントなどを経たうえで文言の  
整理等を行ったところです。旧雪調につきましては、雪の里情報館の記念館として活用されている  
ところでありますが、国の登録有形文化財として適切な保存活用を図っていくために、令和2年度  
に施設の活用方針をまとめまして、令和3年度から保存活用計画の策定事業に着手して、このよう  
な形でまとめたところでございます。保存活用計画といたしましては、建物を保存していくうえで、  
史跡的価値・学術的な価値・建築的価値の3つの視点から整理いたしまして、建物の活用を「雪  
国文化を次世代に伝承する場」、「学びあい、実践できる場」、多様な交流が生まれる場」の3つの  
コンセプトにまとめ、今後、本計画のもと、施設の適切な保存と活用に努めて参りたいと考えてお  
ります。本計画の案を、議案として上程いたしまして、ご承認いただくことにより、計画の決定と  
させていただきたいと考えておりますので、ご承認くださいますよう、よろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明について質問、ご意見があればお願いいたします。特にご異議がなければ承認をお願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第7号「登録有形文化財（建造物）旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎保存活用計画について」は、提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案8号から議案17号ですが、社会教育課の各審議会協議会等の委員の選任についての議案で関連がありますので、一括して提案説明をお願いいたします。

(社会教育課長) 議案第8号「新庄市社会教育委員の選任について」ご説明申し上げます。こちらにつきましては、新庄市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任するものでございます。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までで、委員の方は皆様再任でございます。続きまして、議案第9号「新庄市明倫学園運営協議会委員の選任について」ご説明申し上げます。今年度をもって明倫学園の運営協議会委員の任期が満了になるため、新たに委員を選任するものでございます。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。続きまして、議案第10号「新庄市生涯学習センター運営審議会委員の選任について」でございます。こちらについても、今年度をもって審議会委員の任期が満了のため、新たに委員を選任するものでございます。学校の教職員の異動に伴い新任となった方以外は皆様再任となっております。任期につきましては令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。続きまして議案第11号「新庄市萩野地区公民館運営審議会委員の選任について」でございます。こちらにつきましても、今年度をもって委員の任期が満了になるため、新たに委員を選任するものでございます。新任となった方が2名であり、教職員の異動による新任が1名、地区の方から新たに選任していただいた方が1名であります。任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。続きまして、議案第12号「新庄市八向地区公民館運営審議会委員の選任について」でございます。こちらにつきましても今年度をもって運営審議会の委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を選任するものでございます。新任の方につきましては、升形地区の区長会の会長が変わったことに伴い、新たな区長会の会長に委員をお願いしております。任期につきましては令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。続きまして議案第13号「新庄市文化会館運営審議会委員の選任について」でございます。こちらにつきましても運営審議会の委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任するものでございます。新任の方につきましては教職員の異動により新任となった方以外はすべて再任でございます。任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。続きまして議案第14号「重要文化財旧矢作家住宅管理委員会委員の選任について」でございます。こちらにつきましても、管理委員の任期満了に伴い、新たに選任するものでございます。委員の方につきましては、皆様再任をお願いしているところでございます。任期につきましては令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。続きまして、議案第15号「新庄ふるさと歴史センター運営協議会委員の選任について」でございます。こちらにつきましても、歴史センターの協議会委員の任期が満了することに伴いまして、新たに委員の方をお願いするものでございます。任期は令和5年4月1日から令和7年3月

31日までの2年間でございます。続きまして、議案第16号「新庄市雪の里情報館運営協議会委員の選任について」でございます。こちらにつきましても、委員の任期が今年度で満了することに伴いまして新たに委員を選任するものでございます。任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。続きまして、議案第17号「新庄市スポーツ推進審議会委員の選任について」でございます。こちらにつきましても、委員の任期が今年度で満了することに伴いまして、新たに委員の方を選任するものでございます。任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。議案第8号から議案第17号の説明については以上でございます。

(教育長) ただいまの説明について、何かご質問ご意見ございませんか。

(委員) 各協議会等の委員の方について、新任の方の経歴について簡単にお聞かせいただければと思います。

(社会教育課長) 各協議会等の新任の方につきまして再度説明させていただきます。議案第9号の明倫学園運営協議会委員につきまして、新任の方は元PTA会長の方であります。続きまして議案第11号の萩野地区公民館運営審議会委員につきましては、各地区から委員を選出していただいております。昭和地区区長が代わられたために新たな方に委員となっただいております。続きまして、議案第12号の八向地区公民館運営審議会委員について、升形地区区長会の会長が代わられたため、新たな区長会の会長に委員をお願いしたところであります。議案第15号のふるさと歴史センターの運営協議会の委員につきましては新任の方が2名でございます。1名は観光協会のガイド協議会等で様々な活動をしている方であり、ふるさと歴史センターの講座などにおいても、長年受講生として関わっており、新たに委員として選任させていただいております。また、もう1名は、ふるさと歴史センターの歴史や施設の運営などについて造詣がある方でございます。続きまして、議案第16号の雪の里情報館運営協議会委員につきましては、雪の里情報館祭りで雪ん子俳句展の選者をしていただくなど、様々な活動において、関わっていただいている方を委員として新たに任命させていただきました。最後に、議案第17号の新庄市スポーツ推進審議会委員について、1名は新庄市における中体連の代表の校長先生であり、もう1名の方はスポーツ協会の方から推薦いただいた競技団体の方でございます。簡単ではありますが、説明は以上になります。

(教育長) 委員の中で、他町村の方がいらっしゃいますが、他町村の方でも問題ないのでしょうか。

(社会教育課長) 委員の選任にあたって、住所要件はないため、他町村の方でも問題ありません。

(教育長) 特にご異議がなければ承認をお願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第8号「新庄市社会教育委員の選任について」、議案第9号「新庄市立明倫学園運営協議会委員の選任について」、議案第10号「新庄市生涯学習センター運営審議会委員の選任について」、



議案第 11 号「新庄市萩野地区公民館運営審議会委員の選任について」、議案第 12 号「新庄市八向地区公民館運営審議会委員の選任について」、議案第 13 号「新庄市民文化会館運営審議会委員の選任について」、議案第 14 号「重要文化財旧矢作家住宅管理委員会委員の選任について」、議案第 15 号「新庄ふるさと歴史センター運営協議会委員の選任について」、議案第 16 号「新庄市雪の里情報館運営協議会委員の選任について」、議案第 17 号「新庄市スポーツ推進審議会委員の選任について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 18 号「令和 5 年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について」提案説明をお願いいたします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 18 号「令和 5 年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について」ご説明申し上げます。異動する職員につきましては、社会教育課長が教育次長兼教育総務課長となり、市民課長が社会教育課長に転入するなど、市教育委員会全体では 18 名の異動となっております。以上でございます。

(教育長) ただいまの説明について、ご質問ご意見があればお願いいたします。特にご異議あるければ承認をお願いいたします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 18 号「令和 5 年度新庄市教育委員会事務局職員の人事異動について」は、提案通り承認されました。

## 7. その他

なし

## 8. 閉会

午後 2 時 49 分、3 月の定例教育委員会を閉会する。

4 月定例教育委員会を、4 月 19 日(水)午後 2 時 00 分より市役所 301・302 会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

調製した職員 \_\_\_\_\_